ＮＨＫ受信料制度等専門調査会
第３回会合 議事要旨

■　日 時
平成２２年１２月７日（火）　１７：３０～１９：３０

■　場 所
ＮＨＫ放送センター会議室

■　出席者
【専門調査会委員】（五十音順、敬称略）
荒井耕、大久保直樹、斎藤誠、宍戸常寿、山内弘隆、山野目章夫（６名）
（欠席者）安藤英義、安野智子（２名）

■　議事次第
１　開会
２　資料説明
３　論点提起（小委員会）
４　意見交換

■　議事概要

１　資料説明および意見交換について

冒頭、事務局から、１１月２６日に参議院本会議で成立した、放送法等の一部を改正する法律の概要についての説明があった。

次に、前回会合の内容をふまえ、小委員会から、別紙のメモに沿って、「受信料と受信契約に関する当面の諸課題について」に関する論点提起があり、意見交換がなされた。主な発言は次のとおり。

● ＮＨＫの予算･決算制度に関連して、予算と決算の間に生じる差を事後的に説明する点について､公共放送としてどのような方法が望ましいのかという課題がある。

● ＮＨＫの予算は国会が「承認」するが、国会が承認するという仕組みは特異なものである。特殊法人ではあるが、国の機関ではなく、放送事業の自主性を尊

重する観点から「承認」というかたちでバランスがとられてきたと考えられる。将来像を考えるに当たっては、民主的コントロールはどうあるべきかということも論点ではないか。

● ＮＨＫの収支予算を国会が「承認」するという意味は、公共放送の自律性に配慮し、行政機関による個別の規制ではなく、国民の代表である国会が関与しているということであろう。国会の承認は、現在のように単年度で行われるのがよいのか、もしくはもう少し長いスパンで事前承認し、期中での報告や決算などで説明責任を果たしていく方法がよいのかといった論点も考えられるだろう。

● 二十年近く受信料額が変更されていないことを踏まえると、どの程度のスパンで総括原価を考えるか、その長さを考える必要がある。

● 衛星付加受信料のあり方は、ＮＨＫによる衛星放送の位置づけに関わってくるものである。現行の「付加」の位置づけならば、費用配賦は現状のような形でよいだろう。

● 今後、仮に地上放送と衛星放送を切り分けていくような方向になるならば、費用配賦について別の方法を検討する必要がある。その際には、ＮＯＤ（ＮＨＫオンデマンド）との整合性も念頭に置く必要があるかもしれない。

● 受信契約については、パソコンでもテレビを見ることができる時代において、受信設備の設置を根拠とした現在の受信契約制度のままでよいのか、契約対象は世帯なのか、個人なのか、機器の設置をどのように考えるかなど、今後さまざまな議論が必要となってくるのではないか。

● 受信契約については、段階として、個別契約、契約を擬制しての支払い義務化、契機なしの負担義務化、といったところが考えられる。しかし、三段階目まで行ってしまうと、租税などと同様に国の関与が高まる方向に向かってしまうのではないか。

● 受信契約という形態には、受信契約者の自発性が尊重されている点と、その一方で、契約をしてもしなくてもいいという誤解や、契約という言葉そのものが持っている対価的、有償契約的な誤解をまねく点がある。

● 現状の制度では、ＮＨＫが負う義務は、個々の受信者ではなく社会全体へ向けたものであり、ＮＨＫがあまねく全国へ放送する責務と、受信者集団による受

信料の負担が対応していると考えられないか。

- 総務大臣はＮＯＤの実施基準などについて、何を考慮して認可するのか。仮に現行制度の大枠を維持するとしても、恣意的な判断とならないよう、放送法の中にもう少し基準となるものがあってもよいのではないか。

- 認可については、その基準を法律や省令で精緻に規定しすぎると、行政とともにＮＨＫをしばることにつながるなどの面もある。よい面も悪い面も出てくるだろう。

- 安定的な財源を有するＮＨＫは、市場への配慮の観点から、新規領域への参入そのものが指摘を受けやすい。

- 放送法における営利目的の禁止規定は、他の法の定義とは異なる象徴的なものであり、法的には厳密さを欠いている。今後は会計的な知見も取り込みつつ、より精密な議論を行う必要があるのではないか。

２　次回日程について

次回は１２月２４日（金）１４時３０分から。